

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第1区分  
 【発行日】令和6年4月1日(2024.4.1)

【国際公開番号】WO2023/058635  
 【出願番号】特願2023-552889(P2023-552889)

【国際特許分類】

H 0 1 R 1 3 / 4 6 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

G 0 2 B 6 / 3 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

H 0 1 R 1 3 / 5 1 4 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【F I】

H 0 1 R 1 3 / 4 6 D

G 0 2 B 6 / 3 8

H 0 1 R 1 3 / 5 1 4

【手続補正書】

【提出日】令和5年12月14日(2023.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

それぞれ光ケーブルの光ファイバを結合される少なくとも1つの光フェルールと、  
 それぞれ電線を結合される少なくとも1つの電気接続端子と、  
 前記少なくとも1つの光フェルールを収容するサブハウジングと、  
 前記光フェルールを収容したサブハウジングと前記電気接続端子とをともに収容して固  
 定するメインハウジングと、を有し、

前記サブハウジングに収容された前記光フェルールの軸に沿って先端側の方向を前方と  
 して、

30

前記サブハウジングは、

前記光フェルールを収容する収容部と、

前記収容部の前端面から前方に突出して設けられ、前後方向に直交する断面が前記収容  
 部の前記前端面よりも小さくなった小筒部と、を一体に有し、

前記メインハウジングは、

前端部に、収容している前記サブハウジングの前記小筒部の前方の位置に貫通孔が形成  
 された、ハウジング端面を有するとともに、

前記貫通孔に前記小筒部の位置を合わせた前記サブハウジングに対して、前記収容部の  
 前記前端面に当接する、内部当接面を有する、光 - 電気複合コネクタ。

40

【請求項2】

前記サブハウジングはさらに、前記収容部の前後方向中途部に、外周面から外側に突出  
 した突出部を有し、

前記メインハウジングは、前後方向中途部に、内壁面から内側に向かって突出した内突  
 起を有し、

前記メインハウジングに前記サブハウジングを収容した状態で、前記サブハウジングの  
 前記突出部の後端部と、前記メインハウジングの前記内突起の前端部が相互に当接する、  
 請求項1に記載の光 - 電気複合コネクタ。

【請求項3】

前記電気接続端子は、外表面の前後方向中途部に、前後方向に沿った段差構造を有し、

50

前記メインハウジングは、内側に、前記電気接続端子を収容した状態で、前記段差構造と係止可能な係止片を有し、

前記メインハウジングの前記係止片に前記電気接続端子の前記段差構造が係止される、請求項 1 または請求項 2 に記載の光 - 電気複合コネクタ。

【請求項 4】

前記係止片は、前記メインハウジングにおいて、前記内突起よりも前方に形成されている、請求項 3 に記載の光 - 電気複合コネクタ。

【請求項 5】

前記メインハウジングは、前後方向に直交する方向に分割された、2つの分割部材より構成され、

前記貫通孔を備えた前記ハウジング端面は、前記2つの分割部材の一方に形成され、

前記内突起は、前記2つの分割部材の他方に形成されている、請求項 2 に記載の光 - 電気複合コネクタ。

【請求項 6】

前記メインハウジングは、前後方向に直交する方向に分割された、2つの分割部材より構成され、

前記貫通孔を備えた前記ハウジング端面は、前記2つの分割部材の一方に形成され、

前記係止片は、前記2つの分割部材の他方に形成されている、請求項 3 に記載の光 - 電気複合コネクタ。

【請求項 7】

前記2つの分割部材のそれぞれには、前記内突起の位置よりも前方に、相互に係止する爪部材が設けられている、請求項 5 に記載の光 - 電気複合コネクタ。

【請求項 8】

前記2つの分割部材のそれぞれには、前記内突起の位置よりも前方に、相互に係止する爪部材が設けられている、請求項 6 に記載の光 - 電気複合コネクタ。

10

20

30

40

50